

福岡市水道長期ビジョン(案)に係る
市民意見への対応

平成21年2月

福岡市水道局

I 実施概要

1. 実施の目的

「福岡市水道長期ビジョン」（以下、「ビジョン」）の策定にあたり、市民の皆さまのご意見を踏まえたものとするため、パブリック・コメント手続によってビジョン案を公表し、意見募集を実施しました。

2. 意見募集期間

平成20年11月4日（火）～平成20年12月3日（水）〔1ヵ月〕

3. 実施方法

（1）ビジョン案の公表方法

ビジョン案を情報公開室、情報プラザ、各区役所企画課、入部・今宿出張所、和白地域交流センター、博多南交流センター、（財）福岡市水道サービス公社各営業所・保全事務所、水道局本局において配布するとともに、ホームページにも掲載しました。

（2）意見提出の方法

意見については、ビジョン案の配布場所へ書面で提出いただいたほか、郵送、ファクシミリ、電子メールによって受け付けました。

4. 意見の提出状況

（1）意見提出数 17通

（2）意見件数 69件

【内容別市民意見件数】

内容	件数
ビジョン全般	8
水の安定供給関係	7
節水型都市づくり関係	4
水質関係	11
水源かん養機能向上・水源地域との連携等関係	6
お客さまサービス関係	2
環境保全関係	3
災害・危機管理対策関係	8
経営関係	7
その他	13
合計	69

5. 市民意見及び対応状況

69件の意見に対して、ビジョン案に27箇所の修正を行いました。

主なものは以下のとおりです。

水の安定供給関係

○「現在の(浄水場等の)施設能力は約76万 m^3 /日であり、施設の統廃合やダウンサイジングなども可能なように思われます」との意見がありました。

⇒(第3章 目指す方向 施策目標1 水の安定供給 P34)

「浄水場再編事業」の説明文を、「今後も、経営の効率化を進めるため、水需要予測の変化に応じて、施設のダウンサイジングや集約化について引き続き検討していく」旨に修正しました。

水質関係

○「これまで取り組んできている高度浄水処理などの取組みが触れられていないので、現状と課題に盛り込んでどうか」との意見がありました。

⇒(第2章 現状と課題 3 水質管理 P13)

冒頭の説明文にダムにおける空気揚水筒の活用や浄水場への高度浄水処理の導入について追記しました。

○「残留塩素濃度について、その低減に取り組むことと、水道法で0.1 mg/l 以上保持するよう定められていることが相反して聞こえる」との意見がありました。

⇒(第2章 現状と課題 3 水質管理 P14)

「水質管理」の説明文「残留塩素濃度の低減にも取り組んでいます。」を、「残留塩素による安全性を確保しつつ、その濃度低減にも取り組んでいます。」に修正しました。

○「安全で良質な水道水を供給するため、直結給水の推進に努めるべきであり、小中学校はすべて直結給水とすべき」との意見がありました。

⇒（第3章 目指す方向 施策目標3 安全で良質な水道水の供給 P41）

「直結給水の普及促進」の説明文に「さらに、未来を担う子どもたちに“水道水のおいしさ”を体感してもらうため、学校施設への直結給水の導入について教育委員会と協議を進めます。なお、その促進のため直結給水を行うモデル校を設置します。」を追記しました。

水源かん養機能向上・水源地域との連携等関係

○「『福岡市水道水源かん養事業基金』の利用額等を示すべき」との意見がありました。

⇒（第2章 現状と課題 4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携協力 P17）

「福岡市水道水源かん養事業基金」の注釈文に基金の利用内容、金額等を追記しました。

お客さまサービス関係

○「お客さまの利便性向上への取組みについて、料金の支払方法のことだけでは弱く感じるため、それ以外のことも取り組むような表現にしてください」との意見がありました。

⇒（第3章 目指す方向 施策目標5 お客さまサービスの向上 P45）

「お客さまの利便性向上」の説明文「水道料金支払の利便性向上に取り組めます。」を、「料金の支払方法などお客さまの利便性向上を図る施策の充実に取り組めます。」に修正しました。

環境保全関係

○ 『資源の有効活用』については具体的なイメージを示してほしいとの意見がありました。

⇒ (第3章 目指す方向 施策目標6 環境保全の推進 P47)

「資源の有効活用」の説明文に浄水汚泥の園芸客土への利用など具体的な取組内容を示すよう修正しました。

その他

○ 「福岡地区水道企業団に属する施設の概要等も取り上げるべき」との意見がありました。

⇒ (資料編 P67, 68)

資料編に企業団所管の関係施設を含めた「福岡市の水源と水道施設」の図を追記しました。

II 市民意見と意見への対応

【ビジョン全般】

第1章 策定の目的 (P1~P3)

第3章 目指す方向 基本理念 (P29~P30)

施策目標・施策体系 (P31)

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
1	<p><全般> 水道事業に係るご努力に感謝いたします。該ビジョン(案)については賛成です。水質も良く、私としては今の所特注文はありません。円滑なる目標達成を期待します。</p>	原案通り	<p>水道は市民生活や社会経済活動を支える都市基盤であることから、安全で良質な水を安定供給することが私どもの使命と考えております。 みなさまからの意見も取り入れた、このビジョンを職員間で共有し、「みなさまから信頼される水道」を目指して事業運営に取り組んでまいります。</p>
2	<p><全般> 完成されたダムはいくつも観させて頂きましたが、造られる工程は目をみはるものがあり、神秘の世界です。 熟年を迎えた私たちもさることながら、今から世界を担っていく小中学生に見せたいものです。</p>		
3	<p><パブリック・コメント> 水道長期ビジョンを作成され、市民の意見を求めたのは、素晴らしい。 意見募集のチラシ配布については、水道関係者等にも、訪問や郵送で水道局のホームページを見るよう教宣しないと意見は出てこない。</p>	原案通り	<p>今回のパブリック・コメントの実施については、市政だよりやホームページでの広報、市関連施設への設置等行う他、水源林ボランティア等の水道に関係していただいているみなさまや、施設見学会にご来場のみなさま等に紹介させていただきました。 その結果、17の個人等から69件のご意見をいただきました。</p>
4	<p><策定の目的> (P3) 「第2章 現状と課題 6 環境保全」(P21)に記載の福岡市水道局環境方針、ISO14001の取組みで既に明言しているのに、今までは何故「職員間で共有すること」ができなかったのでしょうか。</p>	原案通り	<p>従来の「福岡市の水道『信頼アップ』プラン」などの計画や環境方針についても職員間で共有し、取組みを進めており、今回のビジョンについてもこれまでと同様に職員間で運営方針等を共有し、各施策を進めていくこととしております。</p>
5	<p><策定の目的> (P3) 「第1章 策定の目的」の構図に「〇ダム建設の本格化」と記載があるが、また別のダムを造るようになり、誤解されるかも知れません。 例えば「計画していた大山ダム及び五ヶ山ダム建設着手」のような具体的な名称を挙げては如何でしょうか。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。 (第1章 策定の目的 1 策定の目的) 構図を修正しました。(P3)</p>
6	<p><雨水、雑用水等の利用> (P6) 雨水(雨水溜)、地下水(井戸等)の利活用についても触れるべきではないか。</p>	原案通り	<p>雑用水道や雨水の利活用については、「節水型都市づくり」及び「水循環型都市づくり」に向けた全庁的な取組みの中で関係局と連携しながら取り組んでまいります。 なお、雑用水道のうち「再生水利用下水道事業」については道路下水道局、「香椎浜住宅地地区雑用水道モデル事業」は住宅都市局が所管しております。</p>
7	<p><雨水、雑用水等の利用> (P10,39) 雑用水道は水道局の所管ではなく、道路下水道局の所管なのか。 香椎浜地区における雑用水道モデル事業は廃止とのことだが、雑用水道の導入・利用促進について前向きに研究してもらいたい。</p>		
8	<p><雨水、雑用水等の利用> 都会のヒートアイランド現象対策として、雨水滲透式の舗装道路、又は側溝の流下雨水を河川に排水せず、貯留するか地下滲透式にしてはどうでしょうか。</p>		

【水の安定供給関係】

第2章 現状と課題 1 水の安定供給 (P4~P9)

第3章 目指す方向 施策目標1 水の安定供給 (P32~P36)

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
9	<p><ダム> (P7) 資料編の「水道施設概要」との関連もあるため、「水道施設」を述べるのであれば、まず、「現状と課題」において、「ダム」を述べるべき。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。 (第2章 現状と課題 1 水の安定供給) 「(3)水道施設 ①貯水施設」を追記しました。(P7)</p>
10	<p><ダム> (P7) 水資源開発等も必要であろうが、既設ダムの堆砂しゅんせつ(ダム底にたまった土を取り除くこと)についても触れるべきではないか。</p>	原案通り	<p>ダムの堆砂(ダム底にたまる土砂)容量は計画時から設定されているもので定期的に調査を行い堆砂量の把握に努めています。 ダムのしゅんせつについては、落水(ダムから水を抜くこと)の必要があるため、ダム本体の改良等の機会に併せて行っています。</p>

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
11	<p><ダム> (P33)</p> <p>筑後川水系へのダム建設に伴い、有明海漁業に与える影響は。</p>	原案通り	現在建設中のダムにおいて、漁業や農業用水などの既得用水の安定化及び河川環境の保全のための容量が確保されると考えております。
12	<p><浄水場再編事業等> (P6.66)</p> <p>「第2章 現状と課題」(P6)での水需要の予測では、平成30年度で約52万m³/日と予測されています。(資料編の「福岡市水道統計」(P66)を見ると過去数年は約45万m³/日で横ばい状況が続いている)</p> <p>資料編の「水道施設概要」(P69)では、現在の(浄水場等の)施設能力は約76万m³であり、一見すると施設の統廃合やダウンサイジングなども可能なように思われます。</p> <p>経費削減の上でも、安定給水に支障がない範囲で施設の合理化に努める必要があると考えられますが、適正な施設規模に対する見解をご提示していただければ、と思います。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>乙金浄水場のろ過施設工事と、五ヶ山ダム建設事業負担金のピークが重なると企業債残高が増加し、次世代へ過重な負担が強いられます。</p> <p>このため、高宮浄水場についてはアセットマネジメントにより耐用年数を考慮した適切な維持管理を行ってまいります。</p> <p>瑞梅寺浄水場は、昭和53年供用開始と本市浄水場の中では比較的新しく、顕著な劣化が見られないこと、夫婦石浄水場への統合には多額の費用を要すること、前原市との共同施設であること等から、引き続き瑞梅寺浄水場のあり方について検討して行きたいと考えております。</p>
13	<p><浄水場再編事業等> (P34)</p> <p>乙金浄水場のろ過施設工事について、着工が平成31年度以降となっており、完成目標年次が示されていない。五ヶ山ダムの完成時には、高宮浄水場廃止、乙金浄水場増強工事を完成すべきである。遅くとも、平成31年度を完成目標とすべきである。</p>		<p>(第3章 目指す方向 施策目標1 水の安定供給)</p> <p>「浄水場再編事業」の説明文を、「今後も、経営の効率化を進めるため、水需要予測の変化に応じて、施設のダウンサイジングや集約化について引き続き検討していく」旨に修正しました。(P34)</p>
14	<p><浄水場再編事業等> (P34)</p> <p>瑞梅寺浄水場は、浄水能力22,000m³/日と少なく、職員数は18名と多すぎる。瑞梅寺浄水場を廃止し、夫婦石浄水場に統合すべきである。浄水場再編事業のひとつとして、瑞梅寺浄水場を計上すべきである。</p>		
15	<p><配水管整備事業> (P35)</p> <p>配水管の更新について、優先順位を付しているのは良いが、年間の投資額が明記されていない。第〇次配水管整備費として事業費を記載すべきである。</p>	原案通り	ビジョンに記載の各事業に関する事業費等は、ビジョンの実施計画として策定する「中期経営計画」において明記します。

【節水型都市づくり関係】

第2章 現状と課題 2 節水型都市づくり (P10~P12)

第3章 目指す方向 施策目標2 節水型都市づくり (P37~P39)

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
16	<p><節水型都市づくり> (P10)</p> <p>昭和53年の大洪水の経験を、「安定供給」に向けて、学習しながら取り組んでいただきたい。</p>	原案通り	これまで培った節水に関するノウハウなどを活用し、今後ともみなさまとともに節水型都市づくりに取り組んでまいります。
17	<p><節水型都市づくり> (P39)</p> <p>成果指標の表ですが、現状値が288リットルなのに、310リットル以下というのは、どういう考え方になっているのかその理由を説明した方が良いのではないのでしょうか。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、資料を修正します。</p> <p>なお、現状値(288リットル)に平成18年度の値を記載しておりましたので、平成19年度値(284リットル)に訂正します。</p> <p>(第3章 目指す方向 施策目標2 節水型都市づくり)</p> <p>成果指標の目標値についての説明を追記しました。(P39)</p>
18	<p><漏水発生給水管取替事業等> (P38)</p> <p>配水管分岐部から水道メーターまでの給水管の取替工事は水道局負担で行うとのことであるが、水道メーターからじゃ口までの間の漏水調査、取替工事はどうなるのか。</p>	原案通り	<p>メーターからじゃ口までの間の漏水調査は水道サービス公社保全事務所で行うことができます。</p> <p>なお、取替工事につきましては、お客さま負担にて行っていただくこととなります。</p> <p>(詳しくは、福岡市水道局ホームページやみずだよりに掲載しています。)</p>
19	<p><広報活動> (P12.20)</p> <p>広報紙「みずだより」は果たしてどの位読み、どの位節水意識につながっているのでしょうか。</p>	原案通り	<p>節水意識高揚のため、みずだよりの発行のほか、水をたいせつにキャンペーンの展開や市内全小学校へ社会科副読本の配布などさまざまな広報活動を行っております。19年度市政アンケートでは、87.4%の人が節水に心がけているとの回答で、これは全国平均(72.3%)と比較すると、高い水準で定着していると考えています。</p>

【水質関係】

第2章 現状と課題 3 水質管理 (P13~P16)

第3章 目指す方向 施策目標3 安全で良質な水道水の供給 (P40~P42)

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
20	<p><全般> 水道の水質やおいしさに関心があります。 現在住んでいるところの水道水はおいしいと感じています。 氷を入れたりして冷やして、水道水をおいしく飲んでいきます。</p>	原案通り	今後とも水源からじゃ口までの水質管理を行い、安全な水の供給に努めてまいります。
21	<p><水質向上の取組み> (P13) 良質でおいしい水を給水している現状をもっとアピールしたらいかがでしょうか。 ダム湖の水質保全(空気揚水筒等)や高度浄水処理を実施されていると聞いていますが、「現状と課題」にそれを盛り込まれたらいかがでしょうか。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>(第2章 現状と課題 3 水質管理) 冒頭の説明文にダムにおける空気揚水筒の活用や浄水場への高度浄水処理の導入について追記しました。(P13)</p>
22	<p><水質向上の取組み> (P40) 「第3章 目指す方向 施策目標3 安全で良質な水道水の供給」(P40~)の中に「水質管理の充実」だけでなく「水源地での対策」や「浄水過程での対策」を入れた方が、水道局の苦勞が利用者に伝わると思います。</p>	修正	<p>(第2章 現状と課題 3 水質管理) 冒頭の説明文にダムにおける空気揚水筒の活用や浄水場への高度浄水処理の導入について追記しました。(P13)</p>
23	<p><水質管理> (P14) 残留塩素濃度について、その低減に取り組むことと、水道法で0.1mg/L以上保持するよう定められていることが相反して聞こえます。</p>		
24	<p><水質管理> (P13,14) 水に関する意識調査結果において、「カルキなどのおいしが強い」ことを不安の要因と考えている市民が多いと言う結果になっています。 一方、水道局独自の「水質管理指標」では残留塩素の指標値が出ていますが、国が定めた基準値より、下回っているもの他の管理項目に比べて努力目標値が小さいように思えます。 水に関する意識調査結果をも踏まえ、より踏み込んだ管理指標値(残留塩素の低減化)を今後設定して、その方策等も今後検討していただきたいと思ひます。</p>	修正	<p>残留塩素濃度につきましては水道法(第22条に基づく水道法施行規則第17条第1項第3号)により0.1mg/L以上保持することとされており、おいしい水の要件(厚生省「おいしい水研究会」)では0.4mg/L以下が示されています。 本市でも、安全を確保しつつおいしい水の要件を参考に、さらなる良質な水を目指し残留塩素の低減化に取り組んでいます。 また、残留塩素は時間の経過とともに消費しますので浄水場近辺は高く、距離が遠くなるほど低くなります。 残留塩素の上限濃度におきましては国が設定している目標値は給水栓における濃度となっていますが、本市ではより厳しい配水池出口における濃度となっています。今後とも基準の遵守と過剰な濃度とならないように適切な残留塩素の管理を行ってまいります。</p>
25	<p><水質管理> (P14) 水道水の水質については、毎日24時間の管理の中、安全な水道水を提供する為、厳しく水質の管理を行っていただいております。 飲用に充分適するものですが塩素消毒によるカルキ臭のため、飲料用には別の水を購入しているという話をよく聞きます。 このカルキ臭を低減化する為の取組みを積極的に進めていただきたい。</p>		<p>(第2章 現状と課題 3 水質管理) 「水質管理」の説明文を、「残留塩素による安全性を確保しつつ、その濃度低減にも取り組む」旨に修正しました。(P14)</p>
26	<p><水質管理> (P40) 良質な水道原水の確保に関して、水源かん養林の整備等の外、産業廃棄物処理場や家畜飼育に伴う尿尿排出等に対する対策についても触れてはどうか。地下水汚染も心配である。</p>	原案通り	今のところ水道原水の水質に関しまして産業廃棄物処理場や家畜飼育に伴う尿尿排出等の影響はないと思ひますが、今後とも関係部局と連絡を取りながら引き続き調査を進めてまいります。
27	<p><貯水槽の適正管理> (P15) 小規模貯水槽の適正管理に向けて、対策を講じてほしい。</p>		小規模貯水槽については、個人の財産であることから設置者(建物の所有者、分譲マンションの管理組合など)自らが管理していただく必要があります。
28	<p><貯水槽の適正管理> (P15,16) 容量が10m³を超える貯水槽には、年一回以上の清掃と検査が義務付けられており、10m³以下のものについても自主管理に任せず、検査と指導を行うべきである。 さらに、不適格な貯水槽については、設備の改善や『直結給水方式』への改造等の指導を強く行うべきである。</p>	原案通り	<p>水道局では、お客さまに安全安心な水道水をご利用いただけるよう、保健福祉局と連携を図りながら、設置者が貯水槽を適正に管理していただくため、意識啓発を強化するとともに、現地調査などによる指導・助言を行ってまいります。 あわせて、直結給水の普及促進に努めてまいります。</p>

No	意見要旨	意見への対応と考え方
29	<p><直結給水の普及促進> (P16,42)</p> <p>「第2章 現状と課題 3 水質管理」の「直結給水の普及促進」部分(P16)について、「安全でフレッシュな水道水は直接給水から」をキーワードに改める。</p> <p>また、直接給水率の目標は、平成30年45%は低すぎであり、70%とする。</p> <p>さらに、直接給水率を上げるため、加入金を下げ、直結給水の推進に努めるべきである。</p> <p>なお、小中学校はすべて直結給水とすべきである。</p>	<p>修正</p> <p>直結式給水につきましては、「安全でフレッシュな水道水」をキーワードに、平成14年1月の導入以来その普及促進に努めております。</p> <p>取り組みにあたっては、加入金について、貯水槽式給水から直結式給水への改造時における減免措置や、減額見直しなどの促進策を講じており、さらに改造資金の融資制度の充実を図ることとしております。</p> <p>この結果、新築時においては、大半のお客さまが直結式給水を採用いただいております。</p> <p>さらに、未来を担う子どもたちに“水道水のおいしさ”を体感してもらうため、学校施設への直結給水の導入について教育委員会と協議を進めます。</p> <p>なお、その促進のため直結給水を行うモデル校を設置します。</p> <p>(第3章 目指す方向 施策目標3 安全で良質な水道水の供給) 「直結給水の普及促進」の説明文に「学校施設への直結給水の導入について教育委員会と協議を進め、その促進のため直結給水を行うモデル校を設置する」旨を追記しました。(P41)</p>
30	<p><その他> (P13)</p> <p>毎年春先、中国から黄砂が福岡県内に飛散してきます。黄砂に中国の工場地帯より排出された科学物質が付着していると報道がありましたが、大気汚染が地球的規模で広がっている中で水道水の問題は、大丈夫でしょうか。</p>	<p>原案通り</p> <p>今までのところ、水道水質に黄砂等による影響は認められていませんが、今後とも水道水質には注意し、監視を行います。</p>

【水源かん養機能向上・水源地域との連携等関係】

第2章 現状と課題 4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携・協力 (P17~P18)

第3章 目指す方向 施策目標4 水源地域・流域との連携・協力 (P43~P44)

No	意見要旨	意見への対応と考え方										
31	<p><福岡市水道水源かん養事業基金> (P17)</p> <p>「福岡市水道水源かん養事業基金」の積立て現在額と、その主なる利用内容・利用額について</p>	<p>修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえ、修正します。</p> <p>なお、基金の積立て現在額等は、下記のようになっています。</p> <p>1. 平成19年度末の積立残額 11億1,700万円</p> <p>2. 利用内容及び利用額</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 水源林整備</td> <td>1億4,000万円</td> </tr> <tr> <td>○ 水源地交流事業</td> <td>7,300万円</td> </tr> <tr> <td>○ 都市圏基金負担金</td> <td>9,600万円</td> </tr> <tr> <td>○ その他</td> <td>800万円</td> </tr> </table> <p>(第2章 現状と課題 4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携協力) 「福岡市水道水源かん養事業基金」の注釈文に利用額等を追記しました。(P17)</p>	○ 水源林整備	1億4,000万円	○ 水源地交流事業	7,300万円	○ 都市圏基金負担金	9,600万円	○ その他	800万円		
○ 水源林整備	1億4,000万円											
○ 水源地交流事業	7,300万円											
○ 都市圏基金負担金	9,600万円											
○ その他	800万円											
32	<p><福岡都市圏流域連携基金> (P18)</p> <p>「福岡都市圏流域連携基金」の積立て現在額と、その主なる利用内容・利用額について</p>	<p>修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえ、修正します。</p> <p>なお、基金の積立て現在額等は、下記のようになっています。</p> <p>1. 平成19年度末の積立残額 1億1,000万円</p> <p>2. 利用内容及び利用額</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 交流推進事業</td> <td>5,400万円</td> </tr> <tr> <td>○ 環境対策支援事業</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>○ 森林保全支援事業</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>○ 地域振興支援事業</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>○ その他</td> <td>200万円</td> </tr> </table> <p>(第2章 現状と課題 4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携協力) 「福岡都市圏の水源地域・流域への取組み」の説明文に利用額等を追記しました。(P18)</p>	○ 交流推進事業	5,400万円	○ 環境対策支援事業	600万円	○ 森林保全支援事業	600万円	○ 地域振興支援事業	300万円	○ その他	200万円
○ 交流推進事業	5,400万円											
○ 環境対策支援事業	600万円											
○ 森林保全支援事業	600万円											
○ 地域振興支援事業	300万円											
○ その他	200万円											
33	<p><福岡市水道水源かん養事業基金等> (P40,43)</p> <p>福岡県の森林環境税と当市の水源かん養林の整備保全との関係は。</p>	<p>原案通り</p> <p>森林環境税による荒廃林整備事業は、荒廃した民有林だけを対象としており、水道局所有の水源かん養林は対象外です。</p> <p>また、荒廃した民有林でも、当該事業の要件の一つである、「15年以上整備されていない森林」に該当しなければ、対象外です。</p> <p>したがって、今後とも、水道局所有の水源かん養林については水道局が整備し、荒廃林整備事業の対象とならない市外のダムの集水区域内の民有林については、水道局が、地元自治体と共同で整備を促進してまいります。</p>										

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
34	<p>＜福岡市水道水源かん養事業基金等＞（P43）</p> <p>水源基金の積立期間は近いうちに終了すると聞いておりますが、積立金は平成30年度まで残っていることになっているのでしょうか。</p>	原案通り	<p>水道水源かん養事業基金につきましては、目標積立額を15億円、積立期間を10年間として平成9年度に設置し、平成18年度で積立額がほぼ目標額となったため、平成19年度から積立を行わないことといたしました。</p> <p>平成19年度末で積立残額が約11億円あることから、現在の計画では平成30年度以降も事業が実施できると考えております。</p>
35	<p>＜水源林ボランティア＞（P18,44）</p> <p>水源かん養林の保全整備については、ボランティアによる活動は勿論結構なことであり、その運動は拡げたいが、反面素人にとっては危険もある。</p> <p>また、高齢者にとってはボランティアへの参加は無理である。</p> <p>根本的には、植林、枝打、間伐、下草刈等専門家の手が必要であるが、その点予算的に十分か。</p> <p>なお、竹林の除去等も行っているのか。</p>	修正	<p>ご意見の内容を踏まえ、修正します。</p> <p>水道局が所有する、水源かん養林の管理については、業務委託による整備を行うこととしております。水源林ボランティアについては、安全面に配慮して育林等活動を実施し、活動を通じて水源林の大切さを市民のみならず周知してもらうことを目的としております。</p> <p>竹林については、斜面の勾配が急な場所では土砂崩壊に配慮しながら竹林の拡大と荒廃を防ぐため、除伐と間伐を行い、それ以外の場所では、計画的に竹林を伐採して広葉樹を植林しております。</p> <p>（第2章 現状と課題 4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携協力） 「市民との共働による水源かん養林保全の取組み」の説明文に水源林ボランティア育成事業の趣旨等について追記・修正しました。（P18）</p>
36	<p>＜水源林ボランティア＞（P44）</p> <p>ボランティア育成の必要性は認めるが、平成30年でたった100人のボランティアを目標とするのであれば、あえて数値化する必要はない。数値化するのなら、かん養林活動助成に年間いくらか投入し、平成30年までに例えば2億円程度をNPO、ボランティア団体に助成するとした方が、明確になる。</p>	修正	<p>この成果指標で示した水源林ボランティアは、講習終了後に、水道局関連の水源地域において育林活動などに自主的に取り組んでもらい、市民のリーダーとして水源林の大切さを周知する活動を実施していただくこととしている数です。</p> <p>（第3章 目指す方向 施策目標4 水源地域・流域との連携協力） 成果指標「水源林ボランティア」の指標の意味を修正しました。（P44）</p>

【お客さまサービス関係】

第2章 現状と課題 5 お客さまサービス（P19～P20）

第3章 目指す方向 施策目標5 お客さまサービスの向上（P45）

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
37	<p>＜お客さまの利便性向上＞（P45）</p> <p>結局、「第3章 目指す方向 施策目標5 お客さまサービスの向上」(P45)の「お客さまのライフスタイルの～把握し、」は支払方法の利便性だけなのでしょう。</p> <p>ここでは折角のビジョン中の「お客さまとの相互理解による・・・」という文言が弱く感じます。支払方法の選択が広がること以外の利便性とは思いました。</p>	修正	<p>クレジットカード継続払いについては、お客さまの要望が特に多かったことから、平成21年度中の導入に向け、準備を進めております。</p> <p>お客さまサービスの向上を図るため、今後もお客さまのニーズを的確に把握しながら、順次必要な事業に取り組んでまいります。</p> <p>（第3章 目指す方向 施策目標5 お客さまサービスの向上） 「お客さまの利便性向上」の説明文を、「料金の支払方法などお客さまの利便性向上を図る施策の充実に取り組む」旨に修正しました。（P45）</p>
38	<p>＜クレジットカード＞（P45）</p> <p>クレジットカード決済の導入は早めをお願いしたい。</p>		

【環境保全関係】

第2章 現状と課題 6 環境保全（P21～P22）

第3章 目指す方向 施策目標6 環境保全の推進（P46～P48）

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
39	<p>＜環境マネジメントシステム＞(P21)</p> <p>環境会計と併せて、ISO14001を取得していること、PDCAサイクルによる環境マネジメントに努めていることを文面に明記すべきである。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>（第2章 現状と課題 6 環境保全） 冒頭の説明文に「PDCAサイクルにより、環境という視点から、事業活動の継続的な改善を図る」旨を追記しました。（P21）</p>
40	<p>＜資源の有効活用＞（P22）</p> <p>発生汚泥を利用した園芸用土、肥料の品質に問題は無いのか。</p>	原案通り	<p>発生汚泥を利用した園芸用土、肥料につきましては、肥料取締法等により、製品品質を管理されていることから問題ないと考えております。</p>
41	<p>＜資源の有効活用＞（P47）</p> <p>ビジョン(案)の中に施策目標の一つとして「環境保全の推進」が挙げられていることは非常に高く評価できると思います。</p> <p>しかしながら、「資源の有効活用」についてはやや説明不足であると思います。専門家以外には何のことか良くわからないのではないのでしょうか。</p> <p>せっかく過去に詳細の検討を行ったようですから、実現化が困難な案もあるかもしれませんが、具体的なイメージを披露してもいいと思います。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>（第3章 目指す方向 施策目標6 環境保全の推進） 「資源の有効活用」の説明文に具体的な取組内容を示すよう修正しました。（P47）</p>

【災害・危機管理対策関係】

第2章 現状と課題 7 災害対策・危機管理対策 (P23～P24)

第3章 目指す方向 施策目標7 災害対策・危機管理対策の推進 (P49～P50)

No	意見要旨		意見への対応と考え方
42	<p>＜震災対策の推進＞ (P50)</p> <p>地震発生時のライフライン機能強化の為、配水管の耐震化に取り組む必要がありますが、「施策目標7 災害・危機管理対策の推進」の成果指標の耐震化区域内の配水管の耐震化率が、他の耐震率に比べ低いと思われませんが、想定される災害に対して水の確保の点からこの数値で良いのでしょうか。</p>	修正	<p>耐震化区域内の配水管延長は、約1,700kmと非常に長く、限られた財源の中で、その全てを一挙に耐震化することは不可能です。このため、強度が弱く地震により多くの被害が予想される老朽管から、順次、更新・耐震化を積極的に行っております。</p> <p>さらに、平成20年度から、災害時の拠点となる避難所や救急告示病院等への給水ルートを優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」に着手しており、今後も、より効率的かつ効果的に耐震化を推進していきたいと考えております。</p> <p>耐震性貯水槽については、必要性も含め今後の課題と考えております。</p>
43	<p>＜震災対策の推進＞ (P50)</p> <p>災害に対するリスク管理や老朽化対策への取り組みも迅速な対応を希望します。</p>		
44	<p>＜震災対策の推進＞ (P23,24,49)</p> <p>地下貯水槽についてのコメントが必要ではないか。</p>		<p>(第3章 目指す方向 施策目標7 災害・危機管理対策の推進) 成果指標に「耐震ネットワーク整備率」を追記しました。(P50)</p>
45	<p>＜テロ対策等の推進＞ (P49)</p> <p>災害・危機管理対策の推進については、発生前と発生後の対策が必要と思います。</p> <p>「地震」については、記されていますが、「侵入、テロ」については「言葉」で考え方が示されているものの、「体制、対策」に関して、他の「施策目標」に比べ重みが軽い感があります。</p>	修正	<p>不審者などの侵入防止対策にあたっては、浄水場門扉の電動化及び場内監視カメラや赤外線センサーなどによるセキュリティの強化を継続してまいります。</p> <p>また、水道原水の監視体制では、取水場における油臭・油膜検知器などにより、油流出事故に対する早期発見に努めるとともに、取水場・浄水場魚類水槽の監視を行ってまいります。</p> <p>なお、油臭・油膜検知器等の設備機器については、設備更新時期などにあわせて監視機能の充実を図ってまいります。</p> <p>(第3章 目指す方向 施策目標7 災害・危機管理対策の推進) 「事故・テロ等対策の推進」の説明文に具体的対策(場内監視カメラなどによるセキュリティの強化等)を追記しました。(P50)</p>
46	<p>＜地震対策＞ (P24)</p> <p>「第2章 現状と課題 7 災害対策・危機管理対策」に記載の課題の最後の行中の「関係機関との連携をさらに深めていく必要もあります」の「も」もなんとなく弱さを感じます。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>(第2章 現状と課題 7 災害対策・危機管理対策) 「課題」に具体的な取組み(合同防災訓練実施等)を記載するよう修正しました。(P24)</p>
47	<p>＜その他＞ (P24)</p> <p>「福岡市国民保護計画」サイドからの対策も掲記すべきでは。</p>	原案通り	<p>水道局では、危機管理の備えとして、水道施設の把握、施設の応急復旧対策の整備、資機材の調達・管理、応急給水、水運用計画、水質試験について、平素から業務として実施しております。このことは、「福岡市国民保護計画」で定める市の責務としての「水の安定的な供給」に資するものであり、「福岡市国民保護計画」につきましては、水道長期ビジョンでの「災害・危機管理対策の推進」と共通のものと考えております。</p>
48	<p>＜北部福岡緊急連絡管事業＞ (P24)</p> <p>北部福岡緊急連絡管事業を課題として掲げているが、「第3章 目指す方向」の施策では、全く触られていない。知事と両市長で合意した事業である以上、福岡市としても協力する必要がある。</p>		<p>「北部福岡緊急連絡管事業」は、災害に強く不安のない福岡県を実現するために危機管理対策として福岡県が実施する「緊急連絡管事業」と、北九州市が実施する「水道用水供給事業」からなる事業です。緊急時には、本城浄水場(北九州市)と下原配水場(福岡市と福岡地区水道企業団の共同施設)との間の連絡管により、北九州市と福岡都市圏間で水道用水が相互融通されることとなります。</p>
49	<p>＜北部福岡緊急連絡管事業＞ (P24)</p> <p>「北部福岡緊急連絡管」の建設・維持・管理は福岡県なのか。なぜ福岡地区水道企業団ではないのか。また、その水源地、取水場はどこか。供用開始は何時か。</p> <p>なお、水道水の供給は県境を越えて少なくとも九州全土の導水管をつなぐ位のことを考えるべきではないのか。</p> <p>(北部九州は濁水、南九州は豪雨等のケースもある)</p>	原案通り	<p>なお、連絡管の建設は福岡県及び北九州市が共同で実施し、維持管理につきましては北九州市が行い、供用開始は平成22年度の予定になっております。</p> <p>本市も福岡都市圏の構成団体として必要な協力を行うなど、災害応急体制の広域的な連携強化の一環として取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、県境を越えた九州全土での導水管網の整備につきましては、危機管理対策として非常に広域的な議論が必要となることから、まずは国や県レベルで検討が行われるべき内容と考えております。</p>

【経営関係】

第2章 現状と課題 8 経営 (P25～P28)

第3章 目指す方向 施策目標8 安定経営の持続 (P51～P53)

主な重点施策 (P54)

第4章 収支見通し (P55～P58)

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
50	<p><人材育成> (P28)</p> <p>職員の高齢化が進んでいるようですが、今後、経験を積んだベテラン職員が大量退職されることが予想されます。</p> <p>このような環境において安定、安全といった水道の質を担保していくため、外部委託を拡大するか、自前で職員の技術向上に努めるのか、何か具体的なアイデアをお持ちであればご教示下さい。</p>	原案通り	<p>ベテラン職員の大量退職を迎えるにあたり、実務経験年数に応じた技術研修を実施し、次世代の水道事業を担う人材を育成するとともに、水道サービス公社等において、退職者の経験や技術を幅広く活用する等、技術の継承に取り組んでまいります。</p> <p>また、高度な専門技術を持つ人材育成に向けた人事管理を行ない技術力の確保に取り組んでまいります。</p>
51	<p><人材育成> (P28)</p> <p>年齢構成分布は心配である。人事面において常時留意すべきである。組織運営上重要事項である。</p>		
52	<p><人材育成> (P28,51)</p> <p>「第2章 現状と課題 8 経営」の課題欄(P28)におきまして、「大量退職の時期を迎え、サービスを低下させることなく安全な水道水を供給していくためには、今後とも、次世代の職員への水道技術の継承や高度な専門的技術を備えた人材の育成などの取り組みが必要」と述べられています。</p> <p>また、本ページ上段のグラフ(職員の年齢分布)を読みとりますと、55歳以上の職員数は約140名(約1/4)です。</p> <p>5年後の状況を考えますと、約1/4の職員の方々が退職されることになり、次世代への技術保持・継承は喫緊の課題です。官民そして水道サービス公社が連携してこの課題に取り組むことが、市民サービスのさらなる向上に寄与するものと考えます。</p>	原案通り	<p>今後とも水道サービス公社と連携しながら水道技術の継承に取り組んでまいります。</p> <p>また、水道施設の維持管理を含め、民間に任せることが適切な業務については、委託化を検討してまいります。</p>
53	<p><民間委託> (P51,54)</p> <p>「財政の健全化を図り、安定的な水道事業運営を維持」するためにも、営業所のみならず水道施設の維持管理につきましても民間委託化を図るべきだと考えます。</p>		
54	<p><民間委託> (P51)</p> <p>「第3章 目指す方向 施策目標8 安定経営の持続」の「取水場業務の一部民営化」の項を、「取水場・浄水場・・・」とすべきである。浄水場の夜間勤務で2名体制の所は、1名を民間委託出来る。</p>	原案通り	<p>浄水場業務は水道事業の根幹であると考えており、そのあり方については、慎重に検討してまいります。</p>
55	<p><収支見通し> (P25,51,57,58)</p> <p>今後とも浄水場の再編事業や配水管整備事業などで、相当額の投資が見込まれています。</p> <p>しかし現在の企業債残高が1,600億円に達し、将来の資本的収支不足額が毎年100億円を超えることが予想されています。</p> <p>今後10年間の収益的収支はほぼ均衡することが予想される中で、「安定経営の持続」の施策(P51)だけで現行料金を維持して健全な経営が可能でしょうか。</p> <p>もし、わかりやすい説明などありましたら追加していただければと思います。</p> <p>(自己資本構成比率が低く、企業債償還元金対減価償却比率が相当高い状況でもあり、長期ビジョンの内容で改善可能でしょうか。)</p>	修正	<p>「第4章 収支見通し」は、再編事業や配水管整備事業など第3章に掲げる施策を推進した場合の今後の収支見通しを示しています。</p> <p>ご指摘の収益的収支は当面利益が生じ、平成30年度では40億円程度の累積利益が確保できる見通しです。また、資本的収支についても毎年度100億円程度不足するものの、これに補てん財源を加えた資金収支はほぼ均衡する見通しであり、本ビジョンの内容で今後10年間は健全な経営が可能と考えています。</p> <p>なお、企業債償還元金対減価償却比率が高くなっているのは高金利債の借換えを平成19年度から21年度までの3カ年実施しているためであり、グラフ「企業債残高の見通し」(P58)の発行償還額に借換額が含まれる旨の注釈を加えます。</p> <p>(第4章 収支見通し 3 企業債残高の見通し) グラフに注釈(公的資金繰上償還約57億円を含む)を追記しました。(P58)</p>
56	<p><収支見通し> (P56)</p> <p>単年度収益は、平成29年度まで黒字で推移しているが、累積損益は60億円の黒字のまま増えていない。この理由を説明する必要がある。局内の留保基金にした理由は認められない。本図の説明が付かないのであれば、説明方法を再考すべきである。</p>	原案通り	<p>累積利益が当面60億円となっているのは利益処分を行うことによるもので、「第4章 収支見通し 1 収益的収支の見通し」(P56)の最下段にその内容・趣旨を記載しています。</p>

【その他】

第5章 フォローアップ (P59～P60)

資料編 (P62～P71)

その他

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
57	<p><フォローアップ> (P60)</p> <p>「お客様との相互理解」や「お客さまの意見を踏まえながら」としては「第5章 フォローアップ」の体制図は貧弱に感じ、フォローアップしたくない感じもします。どういう風に強くフォローアップしていくのでしょうか。</p> <p>「業務担当課が3つ併記されていますが、必要でしょうか。1つで十分ではないでしょうか。」</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>フォローアップにつきましては、局内の経営会議で各事業の進捗状況等を評価・検証し、広聴活動を通じていただいたお客さまからの意見や社会経済状況の変化を踏まえながら、ビジョンの見直し等を行うこととしております。</p> <p>(第5章 フォローアップ) 説明文に具体的取り組みを追記し、図を修正しました。(P60)</p>
58	<p><福岡地区水道企業団> (P7)</p> <p>福岡地区水道企業団に属する施設、事業をも含め、福岡市の水道に関係する全施設、即ちダム、取水施設、取水場、揚水場、浄水場、配水池、筑後川からの導水施設等についても、「第2章 現状と課題」で取り上げるべきであったと思う。</p>	修正	<p>このビジョンについては、本市が取り組む事業を中心に記載しております。</p> <p>企業団所管等の関係施設については資料編に記載を追加します。</p>
59	<p><福岡地区水道企業団> (P64,69,70)</p> <p>鳴淵ダムや牛頭浄水場、海水淡水化施設は、共に福岡地区水道企業団の有する施設なのであろうが、これ等の施設も我々福岡市民の水道と関係は深く切離して考えることができない。</p> <p>これ等も資料編の「水道施設概要」に含めた方が分かり易い。</p>	修正	<p>(資料編) 企業団所管の関係施設を含めた「福岡市の水源と水道施設」の図を追記しました。(P67,68)</p>
60	<p><福岡地区水道企業団> (P63)</p> <p>福岡地区水道企業団が事業主体となった「海の中道奈多海水淡水化センター」と当市水道局の関係は。</p> <p>また、当該センターで作る淡水は福岡市以外にも配分されるのか。</p> <p>また、当市の水道給水にとって占める同センターの地位、組織、役割等について触れてほしい。</p> <p>なお、将来海上新空港が出来た場合、同空港からの排水が同センターに影響を与えるのでは。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、福岡地区水道企業団に関する説明を追加します。</p> <p>なお、海水淡水化センターで生産された水は、福岡市以外の福岡都市圏へも配分されており、気象条件に左右されない水源として、水の安定供給に大きく寄与しております。</p> <p>また、福岡空港につきましては、将来的に需給の逼迫が予想されるとして、現在、国や福岡県とともに総合的な調査が進められているところです。</p>
61	<p><福岡地区水道企業団> (P32)</p> <p>「福岡地区水道企業団」と福岡市水道局が担当している水道事業との関係がよく分からない。</p> <p>同企業団の設立目的、組織、業務内容等にも触れた方が良いのでは。</p>		<p>(第3章 目指す方向 施策目標1 水の安定供給) 福岡地区水道企業団についての注釈を追記しました。(P32)</p>
62	<p><水資源機構等> (P32,33)</p> <p>県と福岡市と福岡地区水道企業団及び独立行政法人水資源機構との関係、それぞれの業務等がよく分からない。</p> <p>ダムを造る機関はどこか。</p>	修正	<p>独立行政法人水資源機構とは、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された独立行政法人です。</p> <p>この目的を達成するために、ダム等の水資源開発などを実施しており、現在、筑後川水系に本市が関係する大山ダムを建設中です。</p> <p>福岡県は、本市水道を含め、県下の水道事業者に対する必要な指導・監督等を行っております。また、那珂川上流に五ヶ山ダムを建設しています。</p> <p>福岡地区水道企業団は、福岡都市圏(9市9町)に対して水道用水を供給する事業者であり、将来、上記2ダムから取水した水も本市に供給される予定です。</p> <p>(第3章 目指す方向 施策目標1 水の安定供給) 独立行政法人水資源機構についての注釈を追記しました。(P33)</p>
63	<p><年表> (P64)</p> <p>資料編「年表」に「2001(平成13)年4月(財)福岡市水道サービス公社へ名称変更」とあるが、その前身は何から変更になったのか。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p> <p>1985(昭和60)年10月に発足した(財)福岡市水道サービスセンターが(財)福岡市水道サービス公社へ名称変更しました。</p> <p>(資料編) 「年表」を修正しました。(P64)</p>

No	意見要旨	意見への対応と考え方	
64	<p><その他> (P11) 「第2章 現状と課題 2 節水型都市づくり」に記載のグラフ「市民一人当たりの水使用量」での「大都市」とはどこか。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。 「大都市」は政令市(千葉市を除く)及び東京都を指します。 「九州9都市」は福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、那覇市を指します。</p>
65	<p><その他> (P26) 「第2章 現状と課題 8 経営」に記載のグラフ「家事水道料金比較」での「九州9都市」「大都市」とはどこか。</p>		<p>各グラフに注釈を追記しました。(P11,26)</p>
66	<p><その他> (P25,34) 「ダウンサイジング」や「アセットマネジメント」などの横文字にも解説を入れたらどうでしょう。</p>	修正	<p>専門用語等の分かりにくい言葉の記載部分に注釈を追記しました。</p>
67	<p><その他> (P54) 「着水井」とは何か。</p>		
68	<p><その他> (P70) 資料編「浄水場の施設概要」における「排水処理施設」とは何か。</p>		
69	<p><その他> (P39) 「第3章 目指す方向 施策目標2 節水型都市づくり」の主な施策の「(2)節水意識の高揚」は「(3)節水意識の高揚」である。</p>	修正	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。 (第3章 目指す方向 施策目標2 節水型都市づくり) 該当部分を修正しました。(P39)</p>